

事務連絡  
令和2年3月12日

国土交通省住宅局  
住宅生産課関係法人 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への  
支援策について（情報提供）

日頃より国土交通行政にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」が公表され、資金繰り支援を中心に支援策が拡充されました。

支援策として、

- ・資金繰り支援全般に関する相談窓口の設置
- ・日本政策金融公庫等による「セーフティネット貸付」や「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
- ・信用保証協会による「セーフティネット保証4号・5号」や「危機関連保証」
- ・都道府県労働局による「雇用調整助成金の特例措置」

等が用意されており、これらの支援策を紹介するパンフレットを公表しております。

（参考）経済産業省：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

なお、セーフティネット保証5号の対象業種については、3月11日に、建築工事業や木造建築工事業、建築リフォーム工事業、建築設計業など316業種が追加されております。

（参考）3月11日に追加された対象業種

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-3.pdf>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者におかれましては、これらの支援策を積極的にご活用いただきたいと考えており、会員企業等の皆様に、これらの支援策を幅広くご周知いただきますよう、ご協力の程、よろしく願いいたします。

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局住宅生産課 松井、埜  
TEL：03-5253-8510